

危機管理マニュアル

義1 富山市立義務教育学校水橋学園

1 基本方針

児童生徒の身体や生命の安全確保を図るため、教職員及び児童生徒が、状況に応じて組織的に適切に行動できるようにする。

2 安全管理体制

- (1) 防災計画、校舎内外危険防止計画に基づき、安全管理を行う。
- (2) 本部を職員室に置き、校長、教頭が中心となって、安全管理体制を講じる。
 - ・本部（職員室）－校長、教頭
 - ・現場確認－職員室にいる男性教諭
 - ・緊急連絡－警察、消防、市教育委員会、地区センター等－教頭、事務職員
 - ・救護－養護教諭
 - ・児童・生徒安全確認－担任、学年主任

3 日常における安全確保対策

- (1) 来校者の確認
 - ・玄関のチャイムによる出迎え、用件の確認をする。
- (2) 校内巡視体制
 - ・校舎内の日常巡視、日直の施錠巡視を行う。休み時間及び放課後等の巡視を行う。
- (3) 登下校時における安全管理
 - ・通勤時における教職員による通学路の安全確認、朝の玄関での出迎え、集団での下校の呼び掛け、バス乗降の安全指導、下校時間の厳守、下校時の巡視などを行う。
- (4) 校外学習や学校行事等における安全管理
 - ・事前の計画を十分練り、安全を確認するとともに、学習時に想定される危険性について危機意識をもち、対応できるよう打合せをする。
- (5) 学校開放における安全管理
 - ・学校開放管理者と密に連絡を取り、安全面の共通理解の下に行う。
- (6) 施設・設備の安全管理
 - ・毎月1回の安全点検、並びに学校内外の管理場所を役割分担し、絶えず確認する。
- (7) 安全点検
 - ・随時、安全点検を行い、危険場所の確認をし、危険防止に努める。
- (8) 安全教育・防犯訓練等
 - ・安全教育や防犯訓練等を、警察等と連携して定期的に行う。

4 緊急時における安全対策

- (1) 不審者が学校内に侵入してきた場合の対応

◎不審者と判断する基準

- 1 手に凶器になるものを持っている。
- 2 大声で怒鳴っている。
- 3 「どうされましたか。」などと声を掛けても返答せず、敷地内に入ろうとする。
- 4 息づかいが荒く、興奮している。
- 5 アルコール等のおいがある。
- 6 目の焦点が合わず、支離滅裂なことを言う。

《不審者発見》

レベル	対応
レベル1 見知らぬ人	「どうされましたか。どんなご用ですか。お名前は。」など →正当な理由あり…受付に案内する（職員室） →正当な理由なし ・出口まで導き、お帰り願う。 ・再び侵入しないか、最後まで見送り、安全を確認する。 ・帰らない場合は再度退去を求める。それでも帰らない場合は、粘り強く対応し、職員室へ連絡する。

レベル2 校地内をうろつき、様子をうかがっている	「どなたにご用ですか。受付はされましたか。お子様は何年何組ですか。」など ・穏やかに、相手の顔と目を見て、相手を刺激しないようにし5歩以内に近づかない。 ・出口へ誘い、校地外へ出す。 ・できるだけ複数で対応する。
レベル3 不審者、危険の恐れがあり、緊急を要する場合	「どうされましたか。どんなご用ですか。どなたにご用ですか。どちらに行かれますか。」など ・相手を刺激しないように話を聞いたうえで、帰ってもらえるように働き掛ける。 ・教職員へ連絡し、複数で対応する。

- (2) 危険の恐れがある、緊急の場合
 - ・不審者を落ち着かせるよう働きかける。
 - ・生徒が近くにいる場合は、不審者を刺激しないように、「教室へ戻りなさい。」等、安全を確保する。
- (3) 包丁、ナイフ、(凶器)、ペンチ、鎖(凶器類)等の所持の恐れがある場合
 - ・不審者を刺激しないようにし、生徒側への侵入をさせないようにする。生徒に危険を及ぼさない方向へ逃げ場をつくって追い出すようにする。
 - ・応援職員が来るまでできるだけ時間を伸ばし、相手の移動を食い止める。応援職員は周りから動向を伺い、できるだけ一番近い出口へと誘い出す。
- (4) 避難を要すると判断したとき
 - ・職員室(教職員)へ通報する(声、インターホン、内線電話、火災報知器、携帯電話等)
 - ・近くの児童生徒に対しては、「向こうへ行きなさい」「離れなさい」「遠くへ行きなさい」「教室へ行きなさい」等の避難指示を出す。
- (5) 組織的対応(現場確認班、安全確認班、救護班、緊急連絡班)

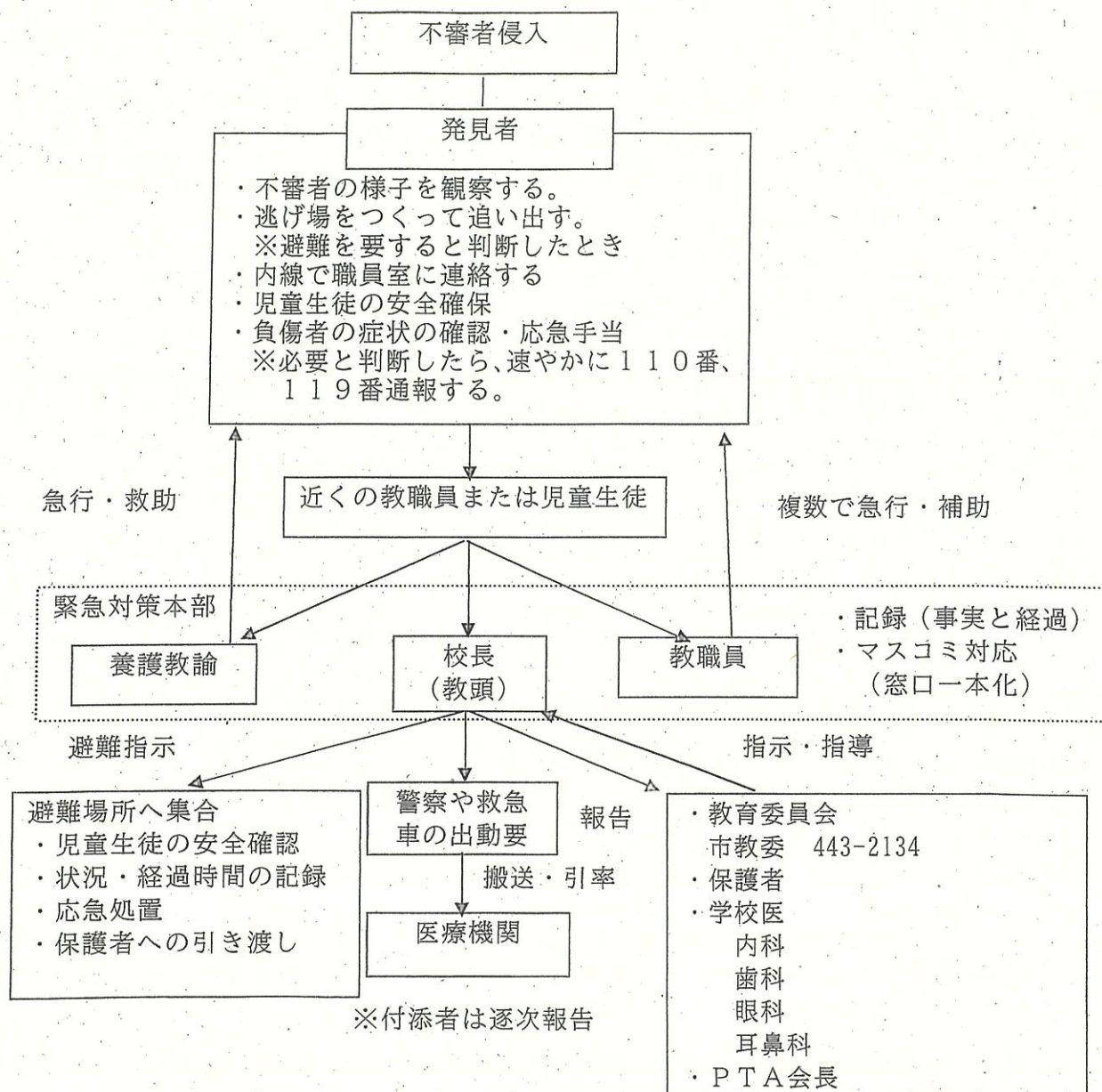
《校長指示》

 - ・現場に教職員(男性教職員)が急行し、不審者に対応する。
 - ・担任あるいは学年の教員が教室へ急行し、万一に備える。教室では、できる限り出入口から離れたところに集まる。出入口は椅子や机でバリケードを作り、不審者の侵入を食い止められるようにする。教職員は生徒の安全が確保されるまで絶対にその場を離れない。
 - ・職員室から110番通報し、地区センター・市教育委員会に連絡する。
 - ・パトカーが来たら誘導する。負傷者がいる場合は、119番に救急車を要請する。
- (6) 指示
 - ・オレンジボタンを押し「森のくまさん」を流す。「森のくまさん」が流れたら生徒は教室内で、できる限り出入口から離れたところに集まり、身を守る行動をとる。
 - ・不審者が取り押さえられるなど、安全が確保されたら、担任が児童生徒の安全を確認後、状況を学年主任に連絡。→教頭→校長
 - ・児童生徒の安全を確保し、児童生徒が動揺しないよう十分配慮する。負傷児童生徒への応急救置をして保護者へ連絡する。医療機関への付添は、管理職の指示に従う。
 - ・経過、対応、負傷者リスト、搬送先等を、時間を追って記録し、情報公開の窓口を一本化する。

(7) 不審者侵入時の緊急連絡体制

【方針】

- ・児童生徒・職員の安全確保、生命維持を最優先とする。
- ・不審者を落ち着かせ、時間を稼ぐ。
- ・本部・外部機関（警察等）へ連絡する。



【事後対応】

- ・児童生徒へ 臨時集会（経過説明、被害児童生徒への配慮）
- ・教職員へ メンタルケア（関係機関との連携）
- ・地域・保護者へ 職員会議（経過報告と必要な処置）
- 協力依頼（地域の防犯体制）

(8) 学校外から不審者情報等が入った場合の対応

- ・不審者情報について、校長を中心に判断し、対策を講じる。
- ・不審者について、教職員及び児童生徒に連絡するとともに、安全確保のため、下校指導や巡視等を行う。
- ・緊急の場合は、上記の避難指示を出す。

5 地域との連携による安全確保対策

P T A、自治振興会、防犯連絡協議会、富山北幹部交番、水橋交番、上条駐在所、三郷駐在所、水橋地区各地区センターと連携をとり、安全確保ができるようにしている。

(1) 緊急連絡体制

- 1 児童生徒の安全確保、生命維持最優先
- 2 冷静で的確な判断と指示
- 3 適切な対処と迅速正確な連絡、通報

